

【返戻金制度】

株式会社 HOT サービス（以下「当社」という。）の職業紹介により就職した求職者（無期雇用に限る）が、当該求人者において入社日（初出勤日をいう。以下同じ。）から起算して 1 か月以内に退職した場合で、かつその退職理由が事業主による解雇その他これに準ずる事由以外であるときは、当社は当該求人者から受領した紹介手数料の 50% を返還するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、返還の対象としません。

- (1) 事業主の都合による解雇、雇止めその他これに準ずる事由による退職
- (2) 求人条件と実際の労働条件との間に重大な相違がある等、事業主の責に帰すべき事由による退職
- (3) 求職者による経歴詐称その他重大な虚偽申告が判明した場合

3 返戻金の算定は、当社が受領した紹介手数料の額を基準とし、日割計算は行わないものとします。

4 当社は、返戻金の対象となる場合、求人者からの請求を受けた日から 30 日以内に当該返戻金を支払うものとします。

5 返戻金の支払に要する振込手数料は当社の負担とします。